

千葉県内のパートナーシップ・ファミリーシップ制度

千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(R5.4.1)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、千葉県男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉県条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認め合いながら形づくる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、性自認や性的指向に係る性的マイノリティ（性的少数者をいう。以下同じ。）の自由な意思を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができ、社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を設けるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが大切なパートナー又は家族とともに暮らすことのできるまちの実現に資するパートナーシップ及びファミリーシップについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「多様な生き方を認めあい個性を生かせるまち柏」の実現を目指すことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、性別等にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現することを目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。 ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。 イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。</p> <p>(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。</p> <p>(3) 申告 本市域内へ転入前に、別に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。 ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。 イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。</p> <p>(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。</p> <p>(3) 申告 本市域内へ転入前に、別表に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的及び精神的に協力し合うことを約した、一方又は双方が性自認や性的指向に係る性的マイノリティである二人の者の関係をいう。 (2) 宣誓 パートナーシップにある二人の者が、市長に対し、パートナーであることを誓うことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係をいう。 (2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを誓うことをいう。</p> <p>(3) 申告 市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を船橋市と締結した他の地方公共団体（以下、「連携地方公共団体」という。）において宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子（実子又は養子を含む社会生活関係をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 同居し、共同生活において互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者及び同居する未成年の子（実子又は養子を含む社会生活関係をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子（実子又は養子を含む社会生活関係をいう。 (3) 届出 パートナーシップ及びファミリーシップの関係にある者（15歳未満の子を除く。）が、市長に対して、パートナー及びファミリーであることを届け出ることをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方又は一方に子又は親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）がおり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約したときは、当該子又は親等をも含む社会生活関係をいう。 (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。 (4) 性的指向 自己の恋愛・性愛の対象となる性別につ</p>

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
書類」という。)の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。	受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。		が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。				いての指向をいう。 (5) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
(宣誓の要件) 第3条 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していない者は、宣誓をすることができない。 2 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入を予定していない場合には、宣誓をすることができない。 3 配偶者のある者は、宣誓をすることができない。 4 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成している者は、宣誓をすることができない。 5 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の間では、宣誓をすることができない。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。	(宣誓の要件) 第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。 (2) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者であり、又はパートナーシップの宣誓後、市長が定める期間内に本市への転入を予定している者であること。 (3) 現に婚姻していない者であること。 (4) パートナーシップを宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。 (5) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士(同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。)でないこと。	(宣誓の対象者) 第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日(以下「宣誓日」という。)において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。 (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。 ア 双方が市内に住所を有していること。 イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。 ウ 双方が3か月以内に市内への転入を予定していること。 (3) 双方に配偶者がいないこと。 (4) 双方に他の一方以外の者とのパートナーシップがないこと。 (5) 双方が近親者(直系血族又は3親等以内の傍系血族(養子と養方の傍系血族を除く。))若しくは直系姻族(養親と養子の関係)をいう。)でないこと。 (6) 双方が第11条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。	(宣誓の要件) 第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。 (2) 宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者又は宣誓をした日から3か月以内に市への転入を予定している者であること。 (3) 現に婚姻していない者であること。 (4) 宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。 (5) 宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士(同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。)でないこと。	(対象者の要件) 第3条 パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者(未成年の子を除く。)は、それらの関係にあることを市長に届け出ることができる。 2 前項の規定による届出(第8条第2項、第4項及び第5項、第9条第3項から第6項まで並びに第10条第2項から第12条までを除き、以下「届出」という。)をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。 (1) 届出を行う日において双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。 (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。 ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。 イ 双方又は一方が市内に転入を予定していること。 (3) 双方とも配偶者がいないこと。 (4) 双方とも相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。 (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができな	(宣言の対象者) 第3条 パートナーシップ及びファミリーシップの宣言(以下「宣言」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。 イ 宣言をしようとする日(以下「宣言日」という。)から3月以内に本市に転入を予定していること。 (3) 次のいずれかに該当すること。 ア 他の一方の者と同一の住所を有し、かつ、同一の住所が住民基本台帳に記載されていること。 イ 前号イに該当する場合は、同一の住所に転入を予定していること。 (4) 配偶者がいないこと。 (5) 他の一方以外の者とのパートナーシップ及びファミリーシップがないこと。 (6) 宣言をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族及び養子縁組による親族関係をいう。)でないこと。	(届出の対象者) 第3条 届出をすることができる者は、届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ本市の住民基本台帳に記載されていること。 イ 双方又は一方が届出をしようとする日から3か月以内に市内への転入を予定していること。 (3) 双方とも、現に婚姻していない者であること。 (4) 双方とも、届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップ及びファミリーシップがないこと。 (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士(同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。)でないこと。 (6) 届出をしようとする者が第11条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。 (7) ファミリーシップの届出をしようとする者は、双方又は一方に未成年の子があ	(宣誓の要件) 第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たすパートナーに限り、行うことができるものとする。 (1) 宣誓を行う日において双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。 (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。 ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。 イ 双方又は一方が市内に転入を予定していること。 (3) 双方とも配偶者がいないこと。 (4) 双方とも宣誓をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。 (5) 双方とも宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと。ただし、次号に規定する場合を除く。 (6) 宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、そのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)の取下げを申し出ていること。 (7) 双方が民法第734条か

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
				は、この限りでない。 (6) ファミリーシップの関係に係る届出にあっては、双方又は一方に未成年の子があること。	(7) ファミリーシップの宣言をしようとする者は、未成年の子と同居していること。	ること。	ら第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りでない。 (8) 次条に規定する宣誓書に家族の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子又は親等であること。ただし、満15歳以上の子又は親等の氏名を同4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該子又は親等の同意を必要とする。
(宣誓の方法) 第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。 (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 前項の規定により宣誓を行った2人の者(以下「宣誓者」という。)が、いずれも本市域内へ住所を有していない場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、本市域内へ	(宣誓の方法) 第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。 (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 前項の規定により宣誓を行った2人の者(以下「宣誓者」という。)が、本市へ転入を予定している場合は、宣	(宣誓の方法) 第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓予定者」という。)は、浦安市パートナーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 前条第2号アの要件に該当する場合にあっては、住民票の写し(宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。)。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類によること。 (2) 戸籍の全部事項証明書又は謄本(宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。)。ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書又はこれに相当する書類(外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。)とする。	(宣誓の方法) 第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示しなければならない。 (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類	(届出の方法) 第4条 パートナーシップの関係に係る届出をしようとする者は、市川市パートナーシップ届出書(様式第1号)にパートナーシップの関係にある者双方が連署して、市長に提出しなければならない。 2 ファミリーシップの関係に係る届出をしようとする者は、市川市ファミリーシップ届出書(様式第2号)にパートナーシップの関係にある者双方又はその一方がやむを得ない事由により署名及び記載をすることが困難であるときは、市長が適当と認める方法により、署名及び記載に代えることができる。 4 第1項及び第2項に規定する届出書(以下「届出書」という。)には、次に掲げる全ての書類を添付しなければ	(宣言の方法) 第4条 宣言をしようとする者は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書(別記第1号様式。以下「宣言書」という。)に署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの宣言をしようとするときは、ファミリーシップ対象者の欄に、当該子が署名するものとする。 (1) 住民票の写し(宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。) (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。) (3) ファミリーシップの宣言をしようとする者にあつては、子が一方又は双方の子であることを証明する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	(届出の方法) 第4条 届出をしようとする者は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)(以下「届出書」という。)に署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの届出をしようとするときは、ファミリーシップ対象者の欄に、当該子が署名するものとする。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。 (1) 住民票の写し(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。) (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを	(宣誓の方法及び証明書等の交付) 第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添え、市長に宣誓をして提出しなければならない。 (1) 宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。) (2) 宣誓をする者のいずれもが市内に住所を有していないときは、宣誓をする者のいずれかが市内に転入することを予定している事実を確認することができる書類(なお、転入した日から14日以内に住民票の写しを提出すること。) (3) 戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。) (4) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしよう

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
<p>転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの）を提出し、又は提示するものとする。</p> <p>3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。</p> <p>（子に関する届出）</p> <p>第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）の届出をすることができる。</p> <p>2 子の届出をしようとする者は、子に関する届（様式第3号）を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の親（養子の場合にあっては養親）が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは、事前に当該子の同意を得るものとする。</p> <p>（1）子であることを証明する書類</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか市長が認める書類</p> <p>3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。</p>	<p>誓書に記載した転入予定日から14日以内に、次の各号のいずれかの書類を提出し、又は提示するものとする。</p> <p>（1）本市に転入する予定が記載された転出証明書</p> <p>（2）前項第1号に規定する書類</p> <p>3 宣誓者は、宣誓書に記載した転入予定日から14日以内に、前項第2号の書類の提出又は提示を行うことが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。</p> <p>4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。</p> <p>（子に関する届出）</p> <p>第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）の届出をすることができる。</p> <p>2 子の届出をしようとする者は、子に関する届（第3号様式）を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは、事前に当該子の同意を得るものとする。</p> <p>（1）子であることを証明する書類</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか市長が認める書類</p> <p>3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。</p>	<p>（本人確認）</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。</p> <p>（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</p> <p>（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券</p> <p>（3）道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、市長が提示することを認めた書類</p>	<p>2 前項の規定により宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が、市への転入を予定している場合は、宣誓をした日から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出するものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。</p> <p>（1）市へ転入する予定が記載された転出証明書</p> <p>（2）前項第1号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの</p> <p>3 宣誓者は、宣誓をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。</p> <p>4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。</p> <p>（子に関する届出）</p> <p>第8条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）の届出をすることができる。</p> <p>2 子の届出をしようとする者は、子に関する届（様式第7号）を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは、事前に当該子の同意を得るものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>（1）届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>（2）届出をする者のいずれもが市内に住所を有していないときは、届出をする者のいずれかが市内に転入することを予定している事実を確認することができる書類</p> <p>（3）戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類（届出をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>（4）その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 市長は、届出に來所した者に対し、別表に定める書類の提示を求め、本人確認を行うものとする。この場合において、当該來所した者がパートナーシップの関係にある者のうちの一方のみであるときは、市長は、当該届出について次条第1項の受理をした後、遅滞なく、当該パートナーシップの関係にある他方の者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。</p> <p>6 届出は、代理人が行うことはできない。</p> <p>（來所による手続）</p> <p>第12条 届出その他この要綱に基づく手続は、パートナーシップの関係にある者双方又は一方が市川市総務部多様性社会推進課の事務室に來所して行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この</p>	<p>2 市長は、前項の規定により宣言をしようとする者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。</p> <p>（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</p> <p>（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券</p> <p>（3）道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 前条第2号イに該当する者は、宣言日から3月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、第1項第1号及び前項に規定する書類の提出を省略することができる。</p>	<p>証明する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>（3）ファミリーシップの届出をしようとする者にあつては、子が一方または双方の子であることを証明する書類</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定により届出をしようとする者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。</p> <p>（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</p> <p>（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2項に掲げる一般旅券</p> <p>（3）道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 前条第2号イに該当する者は、届出日から3か月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければ</p>	<p>うとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、前号に規定する書類に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。</p> <p>ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文</p> <p>イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書</p> <p>（5）その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び前項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）それぞれに対し、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。</p> <p>3 市長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第12条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。</p> <p>（本人確認）</p> <p>第12条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書、返還届又は申立書の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。</p> <p>（1）行政手続における特定の</p>

千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
る。 5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。	4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。 5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。		のとする。 (1) 子であることを証明する書類 (2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類 3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。 4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。 5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第4項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。	限りでない。		ばならない。	個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券 (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証 (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの (5) その他、市長が適当と認める書類
(通称名の使用) 第5条 宣誓には通称名を使用することができる。	(通称名の使用) 第5条 宣誓には通称名を使用することができる。	(通称の使用) 第6条 宣誓予定者は、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。 2 前項の規定により通称の使用を希望する宣誓予定者は、第4条に規定する書類を提出するときに、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。	(通称の使用) 第5条 宣誓者は、宣誓には通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することができる。 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示し、その写しを提出しなければならない。	(通称名の使用) 第11条 届出その他この要綱に基づく手続においては、通称名(戸籍に記載されている氏名(外国人等にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名と異なる氏名であつて、社会生活上、日常的に使用しているものをいう。次項において同じ。)を使用することができる。 2 市長は、前項の規定により通称名の使用がされたときは、当該通称名に加え、戸籍に記載されている氏名(外国人等にあつては、出入国管理及び難民認定法に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名とする。)を記載するものとする。	(通称名の使用) 第5条 宣言をしようとする者は、宣言書において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)を使用することができる。 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣言書を提出する時に、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。	(通称名の使用) 第5条 届出をしようとする者は、届出において、氏名以外の呼称であつて、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)を使用することができる。 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、その写しを提出するものとする。	(通称の使用) 第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。 2 市長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。
(申告の方法) 第6条 申告をしようとする者	(申告の方法) 第6条 申告をしようとする者		(申告の方法) 第7条 申告をしようとする者				

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
<p>は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類</p> <p>(2) 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって別に定める地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告した者は、宣誓者とみなすものとする。</p>	<p>は、パートナーシップ宣誓継続申告書（第2号様式。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類</p> <p>(2) 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって連携地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告した者は、宣誓者とみなすものとする。</p>		<p>（以下「申告者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（第5号様式。以下「申告書」という。）に次掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類</p> <p>(2) 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって連携地方公共団体の区域内から市への転入が確認できるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類</p> <p>2 申告者が、市への転入を予定している場合は申告から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。</p> <p>(1) 市へ転入する予定が記載された転出証明書</p> <p>(2) 前項第2号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの</p> <p>3 申告者は、申告をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。</p> <p>4 申告者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭</p>				

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
			和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。 5 市長は、第1項の規定により申告書の提出があった場合において、証明書を申告者に交付するものとする。				
<p>(証明書及び証明カードの交付)</p> <p>第8条 宣誓者及び前条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(様式第4号)によりパートナーシップ宣誓証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第6号。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合には、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。</p> <p>3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。</p> <p>4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び</p>	<p>(証明書及び証明カードの交付)</p> <p>第8条 宣誓者及び前条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(第4号様式)により、パートナーシップ宣誓証明書(第5号様式。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(第6号様式。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合は、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合)にあっては、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。</p> <p>3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。</p> <p>4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明</p>	<p>(受領証の交付)</p> <p>第7条 市長は、第4条に規定する書類の提出があったときは、当該書類を確認の上、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証(別記第2号様式及び別記第3号様式。以下「受領証」という。)を交付するものとする。ただし、第3条第2号イ又はウの要件に該当する者については、浦安市パートナーシップ宣誓書受付票(別記第4号様式。以下「受付票」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日の属する月から3か月後の当該宣誓日の応当する日までに当該受付票及び市内への転入を証する住民票の写し(市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類)の提出があったときは、受領証を交付するものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、前条第1項の規定により通称を使用したときは、氏名と併せて通称を受領証に記載するものとする。</p>	<p>(証明書及び証明カードの交付)</p> <p>第6条 宣誓者及び第8条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(第2号様式)により、パートナーシップ宣誓証明書(第3号様式。以下「証明書」という。)又はパートナーシップ宣誓証明カード(第4号様式。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による交付の申請があったときは、宣誓者に対し、第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合)にあっては、これに準ずるもの)を証明書又は証明カードに記載するものとする。</p> <p>3 市長は、第8条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。</p>	<p>(届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付)</p> <p>第5条 市長は、届出がされたときは、届出書及び前条第4項に掲げる書類を確認し、第3条第2項に規定する要件を全て満たしていると認めるときは、当該届出の受理をし、当該届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、市川市パートナーシップ届出受理証明書(様式第3号)及び市川市パートナーシップ届出受理証明カード(様式第4号)2枚又は市川市ファミリーシップ届出受理証明書(様式第5号)及び市川市ファミリーシップ届出受理証明カード(様式第6号)2枚の交付をするとともに、当該届出がされた事項について、市川市パートナーシップ届出受理台帳(様式第7号)又は市川市ファミリーシップ届出受理台帳(様式第8号)に記載をするものとする。</p> <p>2 市長は、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合であって、そのいずれも又はいずれかが市内に転入を予定しているときは、前項に規定する届出受理証明書及び届出受理証明カード(以下「届出受理証明書及び届出受理証明カード」という。)に代えて、市川市パートナーシップ転入予定受付票(様式第9号)又は市川市ファミリーシップ転入予定受付票(様式</p>	<p>(パートナー宣言証の交付)</p> <p>第6条 市長は、宣言書を受領したときは、パートナー宣言証(別記第2号様式)に宣言書の写しを添えて交付するものとする。</p> <p>2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、氏名と併せて通称名をパートナー宣言証に記載する。(証明書の交付)</p> <p>第7条 パートナー宣言証の交付を受けた者(以下「宣言者」という。)が宣言書を受領を証明する書類の発行を希望するときは、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書受領証明書交付申請書(別記第3号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、交付申請書の提出があったときは、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書受領証明書(別記第4号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。</p>	<p>(届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付)</p> <p>第6条 届出者は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等交付申請書(第2号様式)により、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(第3号様式)(以下「証明書」という。)又は柏市パートナー届出受理証明カード(第4号様式)(以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付の申請があったときは、届出者に対し、第4条第2項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、届出者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合)にあっては、これに準ずるもの)を証明書又は証明カードに記載するものとする。</p>	

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(R5.4.1)
生年月日を記載するものとする。	生年月日を記載するものとする。			<p>第10号)を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する転入予定受付票(以下「転入予定受付票」という。)を交付された届出者は、転入をした日から14日以内に、当該転入をした者に係る住民票の写しを添えて、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ転入完了申出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。</p> <p>4 市長は、前項の規定による申出がされたときは、当該届出者から転入予定受付票を返還させるとともに、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付するものとする。この場合において、市長は、当該申出がされた事項について、第1項に規定する届出受理台帳(以下「届出受理台帳」という。)に記載するものとする。</p> <p>5 市長は、転入予定受付票を交付された届出者が、第3項の規定による申出をしないとき又は相当の期間を経過してもなお市内に転入をしていないことが明らかであるときは、第3条第2項第2号アに規定する要件を欠くものとして取り扱うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 市長は、前項本文の規定による取扱いをするときは、届出者から提出された届出書及び前条第4項に掲げる書類を当該届出者に返還するとともに、転入予定受付票を返還させるものとする。</p> <p>(届出事項証明書の交付) 第7条 届出受理証明書等被交</p>			

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(R5.4.1)
				<p>付者は、届出をした事項（第5条第3項の規定による申出がされたときは、当該申出がされた事項を含む。）について、証明を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により証明を受けようとする者は、市川市パートナーシップ届出事項証明申請書（様式第13号）又は市川市ファミリーシップ届出事項証明申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、第4条第5項前段の規定による本人確認を行い、その確認ができたときは、市川市パートナーシップ届出事項証明書（様式第15号）又は市川市ファミリーシップ届出事項証明書（様式第16号）を交付するものとする。</p> <p>4 第2項の規定による申請は、代理人が行うことはできない。</p> <p>5 第2項の規定による申請は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。ただし、第10条第1項の規定により同項に規定する届出及び変更の届出が無効となった場合は、この限りでない。</p>			
		<p>（受領証の再交付） 第8条 前条第1項及び第2項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次に掲げる理由により受領証の再交付を希望するときは、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない</p>		<p>（届出受理証明書及び届出受理証明カードの再交付） 第6条 届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付を受けた届出者（以下「届出受理証明書等被交付者」という。）は、届出受理証明書及び届出受理証明カード又はそのいずれかが滅失、汚損、毀損等をしたためこれらの再交</p>	<p>（パートナー宣言証の再交付） 第8条 宣言者は、パートナー宣言証を紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、パートナー宣言証再交付申請書（別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対しパートナー宣言証の再交付を申請することができる</p>	<p>（証明書及び証明カードの再交付） 第7条 届出者は、証明書及び証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（第5号様式）（以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し証</p>	<p>（証明書又は証明カードの再交付） 第5条 市長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出が</p>

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
		<p>い。</p> <p>(1) 受領証を紛失したとき。</p> <p>(2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。</p> <p>(3) 宣誓者の氏名の変更又は通称の使用開始若しくは変更があったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により受領証の再交付の申請があった場合であって、当該宣誓書が第12条に規定する保存期間内であるとき（同条ただし書の規定により当該宣誓書を廃棄したときを除く。）は、宣誓者に対し受領証を再交付するものとする。</p>		<p>付を希望するときは、市長に対し、市川市パートナーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第12号）を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、届出受理証明書等被交付者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行い、その確認ができたときは、前条第1項に規定する届出受理証明書又は届出受理証明カードを再交付するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による再交付を行ったときは、その旨（氏名の変更があったときは、変更後の氏名を含む。）を届出受理台帳に記載するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による申請は、代理人が行うことはできない。</p> <p>5 第1項の規定による申請は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。ただし、第10条第1項の規定により同項に規定する届出及び変更の届出が無効となった場合は、この限りでない。</p>	<p>る。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。</p>	<p>明書及び証明カードの再交付を申請することができる。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。</p>	<p>あった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。</p> <p>(1) 証明書又は証明カードの紛失</p> <p>(2) 証明書又は証明カードの毀損又は汚損</p> <p>2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3か月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合前条第1項各号に掲げる書類</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード</p>
<p>(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)</p> <p>第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。この場合においては、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。</p> <p>(1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、変更後の事項を確認できる</p>	<p>(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)</p> <p>第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（第7号様式）により市長に届け出るものとする。この場合において、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。</p> <p>(1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったときは、変更後の事項を確認できる</p>	<p>(宣誓書記載事項の変更)</p> <p>第9条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合（前条第1項第3号及び次条各号に掲げる場合を除く。）は、浦安市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（別記第6号様式）に、その事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(受領証の返還)</p> <p>第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、浦安市パートナーシップ宣誓書受</p>	<p>(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)</p> <p>第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（第6号様式。以下「変更・解消届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、宣誓者が本人であるかどうかの確認については、第4条第4項の規定を準用する。</p> <p>(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があっ</p>	<p>(届出事項の変更等)</p> <p>第8条 届出受理証明書等被交付者は、前条第1項に規定する届出をした事項等に変更があったときは、遅滞なく、市川市パートナーシップ届出事項変更届出書（様式第17号）又は市川市ファミリーシップ届出事項変更届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による変更の届出（以下「変更の届出」という。）があったときは、当該変更の届出を行った</p>	<p>(宣言書記載事項の変更)</p> <p>第9条 宣言者は、宣言書の記載事項に変更があった場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書記載事項変更届（別記第6号様式。以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類及びパートナー宣言証を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 宣言者は、ファミリーシップの宣言書に氏名が記載されている子（以下「ファミリーシップ対象者」という。）</p>	<p>(証明書及び証明カード記載事項の変更)</p> <p>第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があった場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等記載事項変更届（第6号様式）（以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類及び証明書及び証明カードを添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 届出者は、ファミリーシップの届出書に氏名が記載されている子（以下「ファミリー</p>	<p>(宣誓書記載事項等の変更)</p> <p>第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。</p> <p>(1) 宣誓書から当該子又は親</p>

千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
書類を提出し、又は提示するものとする。 (2) パートナーシップが解消されたとき。 (3) 双方が本市域外へ転出したとき。 (4) 一方が死亡したとき。 (5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。 2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により返還することが困難なときは、この限りでない。 3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。 4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。 5 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。	きる書類を提出し、又は提示するものとする。 (2) パートナーシップが解消されたとき。 (3) 双方が市外へ転出したとき。 (4) 一方が死亡したとき。 (5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。 2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。 3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。 4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。 5 市長は、宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。	領証返還届(別記第7号様式)に、受領証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により当該受領証の返還が困難である場合は、添付を要しない。 (1) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。 (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。 (3) パートナーシップが解消されたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。	たとき。 (2) パートナーシップが解消されたとき。 (3) 双方が市外へ転出したとき。(宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。) (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。 2 宣誓者は、前項第1号の規定により変更・解消届を提出しようとするときは、第4条第1項に規定する書類であつて、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。この場合において、同項中「宣誓日前」とあるのは「届出日前」と読み替えるものとする。 3 宣誓者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。 4 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。 5 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。 6 市長は、宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第2項の規定により証明書又は証明カードが返還されたものとみなすこと	者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行うものとする。 3 市長は、前項の規定による確認ができたときは、当該変更に係る内容を証する書類及び必要に応じて行う口頭その他の方法による確認に基づき、届出受理台帳に当該変更のあった事項を記載するとともに、既に交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの提出を受け、併せて、当該変更後の事項に基づく届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付するものとする。 4 変更の届出は、代理人が行うことはできない。 5 変更の届出は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。 (届出受理証明書等の返還) 第9条 届出受理証明書等被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市川市パートナーシップ届出受理証明書等返還届(様式第19号)又は市川市ファミリーシップ届出受理証明書等返還届(様式第20号)にパートナーシップの関係にある者双方が連署の上、届出受理証明書及び届出受理証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 双方の意思によりパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を解消したとき。 (2) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。	が成年に達したときは、変更届にパートナー宣言証を添えて市長に提出するものとする。 (パートナーシップ及びファミリーシップの解消) 第11条 宣言者は、次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ及びファミリーシップ解消届(別記第8号様式。以下「解消届」という。)にパートナー宣言証を添えて市長に届け出なければならない。 (1) 一方又は双方がパートナーシップ及びファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 第3条第2号から第5号までの規定に該当しなくなったとき。 2 前項の場合において、宣言者は、パートナー宣言証を紛失し、返還することができない場合は、パートナー宣言証紛失届(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。	シップ対象者」という。)が成年に達したときは、変更届に証明書及び証明カードを添えて市長に提出するものとする。 (届出受理証明書等の返還) 第10条 届出者は、次のいずれかに該当する場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届(第8号様式)(以下「返還届」という。)に証明書及び証明カードを添えて市長に届け出なければならない。 (1) 一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 第3条第2号から第4号までの規定に該当しなくなったとき。 2 前項の場合において、届出者は、証明書及び証明カードを紛失し、返還することができない場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等紛失届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。 (証明書及び証明カードの返還) 第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)を市長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。 (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。 (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。 (3) 宣誓者の一方が提出した	等の氏名を削除するとき。 (2) 宣誓書に記載された子又は親等のいずれかが死亡したとき。 (3) 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし第7条第2項に該当する場合に限る。 (4) 宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。 (5) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入した、又は市内で転居したとき。 2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書 (2) 前項第5号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し 3 市長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。 (証明書及び証明カードの返還) 第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)を市長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。 (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。 (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。 (3) 宣誓者の一方が提出した

千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(R5.4.1)
			ができる。	2 前項の場合において、届出受理証明書等被交付者の双方又はその一方がやむを得ない事由により署名をすることが困難であるときは、市長が適当と認める方法により署名に代えることができる。 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出を行った届出受理証明書等被交付者に対し、第4条第5項前段の規定による本人確認を行い、その確認ができたときは、当該届出を受理し、届出受理台帳に必要な事項を記載するものとする。 4 市長は、前項の場合において、当該届出に来所した者が届出受理証明書等被交付者のうち的一方のみであるときは、当該届出を受理した後、遅滞なく、当該届出受理証明書等被交付者のうちの他方の者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。 5 第1項の規定による届出は、代理人が行うことはできない。 6 第1項の規定による届出は、第15条の規定により届出書が保存されている期間に限り、行うことができる。			宣誓書の取下げを希望するとき。 2 前項第2号の規定に関わらず、当該宣誓において子又は親等の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親等の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。
(パートナーシップの無効) 第10条 パートナーシップは、次に掲げる場合に限り、無効とする。 (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。 (2) 第3条各項の規定により、宣誓することができない事由が判明したとき。この場合において、当該パートナーシップは、将来に向かってその効力を失う。	(パートナーシップの無効) 第10条 パートナーシップは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。 (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。 (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還	(受領証明の取消し等) 第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができる。 2 前項の規定により宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。	(宣誓の無効) 第10条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とする。 (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。 (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。 2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証	(無効) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出(変更の届出を含む。次項から第12条までにおいて同じ。)を無効とする。 (1) 届出受理証明書等被交付者の間にパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を継続する意思がないと認められるとき。 (2) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったと	(宣言書の無効) 第12条 市長は、宣言者が虚偽その他不正な方法によりパートナー宣言証の交付を受けた場合及びパートナー宣言証を不正に使用した場合並びに第4条第3項に規定する書類を提出せず、かつ、同条第4項の規定により提出を省略できない場合は、当該宣言者が提出した宣言書を無効とし、パートナー宣言証の返還を求めものとする。	(届出の無効) 第11条 市長は、届出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めものとする。 (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。 (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。	(宣誓の無効) 第8条 次のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とする。ただし、第3号に掲げる宣誓であって、宣誓後に第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった者によるものにあつては、その事由の発生後に限り、無効とする。 (1) 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。 (2) 証明書又は証明カードを

千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とするに当たっては、あらかじめ千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。 3 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。	を定めるものとする。		明カードの返還を求めるものとする。	認められるとき。 2 市長は、前項の規定により届出を無効としたときは、届出受理台帳に必要な事項を記載するとともに、届出受理証明書等被交付者であった者に対し、交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還を求めるものとする。	2 前項の規定によりパートナー宣言証の返還を求められた宣言者は、既に交付されているパートナー宣言証を速やかに市長に返還しなければならない。	2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、すでに交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。	不正に利用したとき。 (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。 2 市長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書及び証明カードがある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。 3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号(証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。
(市における宣誓書及び申告書の取扱い) 第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。	(市における宣誓書及び申告書の取扱い) 第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。		(市における宣誓の取扱い) 第11条 市長は、宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨にのっとり、施策を行うものとする。	(届出等の趣旨に則った施策の実施) 第13条 市長は、届出及び交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの趣旨に則り、施策を実施しなければならない。	(市の責務) 第14条 市長は、この要綱及び宣言の趣旨に則り、施策を実施しなければならない。	(市の責務) 第13条 市長は、この要綱及び届出の趣旨に則り、施策を実施しなければならない。	(宣誓等の趣旨に則った施策の実施) 第14条 市長は、宣誓並びに交付した宣誓証明書及び宣誓証明カードの趣旨に則り、必要な施策を実施しなければならない。
(市民及び事業者への周知) 第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。	(市民及び事業者への周知) 第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。		(市民及び事業者への周知) 第12条 市長は、市民及び事業者が宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。	(市民及び事業者への周知) 第14条 市長は、届出並びに交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードの趣旨が市民及び事業者に理解され、並びに社会活動の中で最大限に尊重されることにより、届出者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。	(市民及び事業者への周知) 第15条 市長は、この要綱及び宣言の趣旨について、市民及び事業者が適切な対応を行うよう周知啓発に努めなければならない。	(市民及び事業者への周知) 第14条 市長は、この要綱及び届出の趣旨について、市民及び事業者が理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。	(市民及び事業者への周知) 第15条 市長は、宣誓並びに交付した宣誓証明書及び宣誓証明カードの趣旨が市民及び事業者に理解され、並びに社会活動の中で最大限に尊重されることにより、宣誓者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。
(宣誓書及び申告書の保存期間) 第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。	(宣誓書及び申告書の保存期間) 第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。	(宣誓書の保存) 第12条 市長は、宣誓書を浦安市公文書管理規則(平成13年規則第54号)に基づき長期保存するものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを廃棄するものとする。 (1) 第7条第2項の規定による受付票等の提出がされなかった場合 (2) 第10条の規定による届出を受けた場合。	(宣誓書の保存期間) 第13条 市長は、宣誓書を20年間保存するものとする。	(届出書の保存期間) 第15条 届出書、第8条第1項に規定する届出事項変更届出書、届出受理台帳及び第9条第1項に規定する返還届出書の保存期間は、届出を受理した日から30年間とする。			(宣誓書の保存) 第9条 市長は、宣誓書等関係書類を30年間保存するものとする。ただし、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、市長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。
					(子の氏名の削除) 第10条 ファミリーシップ対	(子の氏名の削除) 第9条 ファミリーシップ対象	(氏名の削除) 第11条 宣誓書に氏名を記載

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
					象者は、15歳に達した日以後に、習志野市ファミリーシップ宣言に関する申立書（別記第7号様式。以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、宣言書の記載事項から当該子の氏名を削除する申立てをすることができる。 2 市長は、申立書が提出されたときは、宣言者に対して、既に交付したパートナー宣言証と引き換えに当該子の氏名を削除したパートナー宣言証を交付する。	者は、15歳に達した日以後に、柏市ファミリーシップ届出に関する申立書（第7号様式）（以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、届出書の記載事項から当該子の氏名を削除する申立てをすることができる。 2 市長は、申立書が提出されたときは、届出者に対して、既に交付した証明書及び証明カードと引き換えに当該子の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付する。	された者（以下「記載された者」という。）は、満15歳に達した日以後に、市長にパートナーシップ宣誓証明書等に関する申立書（第7号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。 2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣言者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付することができる。
					（交付番号の公表） 第13条 市長は、第11条及び前条の規定により返還されるべきパートナー宣言証が、解消届の提出があった日又はパートナー宣言証の返還を求めた日から1月以内に返還されないときは、当該パートナー宣言証の交付番号を本市ホームページにおいて公表する。	（交付番号の公表） 第12条 市長は、第10条及び前条の規定により返還されるべき証明書及び証明カードが、返還届の提出があった日または証明書及び証明カードの返還を求めた日から1か月以内に返還されないときは、当該証明書及び証明カードの交付番号を本市ホームページにおいて公表する。	
							（遵守事項） 第13条 職員は、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。 2 職員は、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。
			（準用） 第14条 第3条から第6条（第4条第1項から第4項までの規定を除く）及び第8条から前条までの規定は申告をする場合について準用する。				
				（相互利用） 第16条 本市と協定を締結した他の地方公共団体及び市長が適当と認める法人が交付す			（相互利用） 第16条 本市と協定を締結した他の地方公共団体及び市長が適当と認める法人が交付す

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (H31.1.29→R5.4.1改定)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R2.11.1→R5.4.1改定)	浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.5.1)	船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (R3.12.16→R5.4.1改定)	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱 (R4.2.1)	習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱 (R4.6.1)	柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領 (R5.3.15)	木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (R5.4.1)
				るパートナーシップ又はファミリーシップに係る証明書その他これらに類するものについては、本市においても、届出受理証明書及び届出受理証明書カードと同様に使用することができる。			るパートナーシップ又はファミリーシップに係る証明書その他これらに類するものについては、本市においても、宣誓証明書及び宣誓証明カードと同様に、相互に共通する範囲内において使用することができる。
(補則) 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。	(補則) 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。	(補則) 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(補則) 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則 この要綱は、平成31年1月29日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	附則 この告示は、令和3年5月1日から施行する	附則 この要綱は、令和3年12月16日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。	附則 この告示は、令和4年6月1日から施行する。	附則 この要領は、令和5年3月15日から施行する。	附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
【特徴】 ・令和5年4月1日から「ファミリーシップ制度を追加。 ・宣誓制度。 ・自治体間連携（船橋市、松戸市、横浜市）。 【行政サービス】 ・市営住宅の申込 ・市営霊園の申込 ・千葉市結婚新生活支援事業補助金の申請 ・市立病院での利用 ・医療機関の利用 【件数】 ・100件 (R4.8.11時点)	【特徴】 ・令和5年4月1日から「ファミリーシップ制度を追加。 ・宣誓制度。 ・自治体間連携（船橋市、松戸市、横浜市）。 【行政サービス】 ・市営住宅の申込 ・災害弔慰金の申請 ・自動車燃料助成券の申請 【件数】 ・38件 (R5.3.31時点)	【特徴】 ・パートナーシップ制度のみ。 ・宣誓制度。 ・事実婚を除く。 【行政サービス】 ・市営住宅の申込 ・災害等見舞金の申請 ・墓地公園利用の申請 【件数】 ・15件 (R5.3.25時点)	【特徴】 ・宣誓制度。 ・自治体間連携（船橋市、松戸市、横浜市）。 【行政サービス】 ・市営住宅の申込 ・ケアハウス市立船橋長寿園の申込 ・り災証明書の申請 【件数】 ・パートナーシップ 31件 ・ファミリーシップ 0件 (R5.5.18時点)	【特徴】 ・届出制度。 ・相互利用の規定あり。 【行政サービス】 ・市営住宅の入居 ・民間賃貸住宅の家賃等助成 ・救急搬送証明の代理申請 ・こども発達相談室（べあ）の利用 【件数】 ・パートナーシップ 38件 ・ファミリーシップ 2件 (R5.3.1時点)	【特徴】 ・宣言制度。 ・同居が条件。 【行政サービス】 ・市営住宅の入居 ・市営霊園の使用・継承 ・医療機関の利用 【件数】 ・パートナーシップ 3件 ・ファミリーシップ 0件 (R5.5.18時点)	【特徴】 ・要領による策定。 ・事実婚を含む。 【行政サービス】 ・市営住宅の入居 ・り災証明書の交付 ・こどもルーム入所申込 ・要介護認定等に係る個人 ・額適用認定証の申請 ・就学援助・特別支援教育就学奨励費の申請 ・学区外就学・区域外就学の申請 ・市立病院での利用 ・医療機関での利用 【件数】 ・3件 (R5.4.18時点)	【特徴】 ・届出制度。 ・事実婚を含む。 ・親のファミリーシップを含む。 ・相互利用の規定あり。 ・職員のアウトティングの規定あり。 【行政サービス】 ・市営住宅の入居 ・り災証明書・り災届出証明書 ・市職員の休暇制度の利用 【件数】 ・パートナーシップ 2件 ・ファミリーシップ 0件 (R5.5.24時点)